

令和2年4月1日から

共済積立貯金の 支払利率の引下げ・預入限度額の設定をします

支払利率 年利 **1.20%** (半年複利)

預入限度額 1人あたり **3,500万円**

● 預入限度額を超える積立ではできません

預入限度額の設定に伴い、3,500万円を超える積立を行うことができなくなります。
貯金残高が預入限度額を超過するまでに、いずれかの手続きをお願いします。

払戻し

毎月の積立を考慮し、残高が預入限度額以下となるよう払戻しをお願いします。

提出書類：貯金払戻（解約）請求書

払戻し + 積立中断

残高が預入限度額以下となるよう払戻しをした上で、積立の中断をお願いします。

提出書類：貯金払戻（解約）請求書、積立変更・中断・復活申込書

積立中断

毎月の積立の中断をお願いします。

提出書類：積立変更・中断・復活申込書

- 決算利息（9月・3月）の組入れにより超過した場合でも、払戻しをお願いします。
- 払戻しがなかった場合は、超過額を共済組合に登録してある口座に送金します（初回は令和2年5月28日）。
- 払戻しは1,000円単位です。各種書類は、共済事務担当課へ提出をお願いします。

既に貯金残高が預入限度額を超過している場合は、必ず払戻しの手続きをお願いします



貯金払戻・解約金の送金スケジュール

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1回目送金 払戻し (10/5)

2回目送金 払戻し・解約 (10/30)

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1回目送金 払戻し (11/1)

2回目送金 払戻し・解約 (11/28)

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1回目送金 払戻し (12/6)

2回目送金 払戻し・解約 (12/26)

- 解約の場合は2回目に送金します。
- 「貯金払戻（解約）請求書」の締切日は所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。
- 払戻限度額は、前月末の残高となります。

上記記事に関する
お問い合わせは

総務課福祉係

☎028 - 615 - 7805